

平成 29 年 8 月 7 日

葛飾区福祉部国保年金課 収納係 御中

協同組合 日本接骨師会

保険部長 真竹晴

東京都足立区谷中 4-2-15

TTL:FAX 3628-0395

国民健康保険被保険者資格証明書の交付について要望

要望の趣旨

国民健康保険被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)提示患者の治療をおこない療養費支給申請したところ、東京都国民健康保険団体連合会より「特別療養費のため」とし返戻となりました。この原因究明と再発防止の要望です。

要望の理由

この度、柔道整復師医療を選択した患者が資格証明書を提示し受診した際、整骨院受付担当者が、資格証明書記載欄に被保険者「一般被保険者」及び、保険者「葛飾区」と記載を確認し、特に負担割合の揭示がないため通常の国民健康保険同様、窓口 3 割負担取り扱いで療養費支給申請したところ返戻となりました。このような事例では多くの整復師は、不払いに対し諦めと泣き寝入りです。先日、電話での要望に被保険者は、窓口で 10 割払うことは知っているとの説明がありましたが、被保険者は窓口で 3 割の請求であれば 3 割の請求に疑問は持たないのではないのでしょうか。理由、「被保険者証等発行について」の説明文中、被保険者が誤解する文言。「被保険者証との違い!」で、◆医療に掛かる際には病院窓口で一度 10 割の支払が必要。病院の窓口のみ記載で接骨院・整骨院名の記載がなければ病院のみ 10 割と誤解することも考えられます。そこで、資格証明書の交付時、資格種別欄「一般被保険者(一部負担金の割合 10 割)」の記載の要望と病院窓口の箇所に接骨院・整骨院窓口の、・・・文字加入のお願いと今回件は、被保険者は悪質と思えませんので、通常を取り扱いを賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

